

神田裕二

社会保険診療報酬支払基金理事長／
県立広島大学大学院経営管理研究科客員教授

今、語られる
『患者のための
薬局ビジョン』の真実。

『患者のための 薬局ビジョン』によって 薬局は救われた

『患者のための薬局ビジョン』（以下、**薬局ビジョン**）によって、薬局は救われた。

2015年10月、厚生労働省（以下、**厚労省**）によって**薬局ビジョン**が策定されたとき、読者の方々は何を思っただろう。「役所が、また勝手に何かを決めている」、「当たり前のことを何を今さら」。否定的な印象をもってとらえる向きがある一方で、「よくぞ将来像を示してくれた」、「これをきっかけに薬局業界の進む潮目が良い方向に向くかも」と肯定的に受け止めた人もいたはずだ。

このように多様な感慨を生んだ**薬局ビジョン**だが、薬局が助けられたと思った関係者は、ほとんど皆無だったのではなかろうか。

しかし、**薬局ビジョン**策定までの道筋をつくった、当時、**厚労省医薬食品局長**で、現在、**社会保険診療報酬支払基金の理事長**を務める**神田裕二氏**への取材を通じ、**薬局ビジョン**策定までの経緯を知るにつけ、**薬局**、そして**薬局薬剤師**は、**薬局ビジョン**に救われたのだと思わずにはいられなかった。

何もしなければ 調剤報酬は財源出しの 格好の『草刈り場』に

薬局ビジョンを発想するきっかけになったのは、2015年3月に行われた規制改革会議（当時）の公開ディスカッション（国民の関心が高いと思われる分野における規制改革の検討課題について公開の場で議論し、論点を整理、提示することをめざして開催）であったと**神田氏**は振り返る。

「そのときのテーマのひとつが、『**医療分業における規制の見直し**』で、**健康保険組合連合会**や**医師会**からは、『いわゆる**門前薬局**が乱立し、**患者の服薬情報**の一元的な把握などができておらず、**患者本位の医薬分業**からはほど遠い』、『**医薬分業**で**患者の負担**が大きくなっているが、**負担の増加**に見合う**サービス**の向上や**医薬分業**の**メリット**を**患者**が実感できていない』といった厳しい意見が次々と出されました」

医薬分業のあり方への批判に一気に火がついた格好になったようだが、どうして、それで**薬局ビジョン**だったのだろうか。

「この規制改革会議には、翌年の2016年に控えていた**診療報酬改定**及び**調剤報酬改定**の前哨戦の側面があった

と思います。医薬分業批判には、国家財政が苦しい中、医科で、できる限り有利なプラス改定とするための財源を調剤報酬の減額により工面しようとの意図が感じられました。

このまま受け身で何もしなければ調剤報酬は診療報酬改定における財源出しの『草刈り場』になってしまう。薬局を所管する**医薬食品局**の責任者として、それを見すすわけにはいかなかった。そのころ、すでにさまざまな勉強会などで、志の高い**薬局経営者**や**薬剤師**の方々とお会いする機会もあり、**薬局**の持つ**ポテンシャル**を消滅させてはならないとの使命感もありました。

そして、思ったのです。ピンチはチャンス。なんの問題もないときに政策を打ち出すのは、なかなか難しい。けれども、もう火がついているのですから、新しいことを打ち出すには大きなチャンスです。患者にとって**メリット**が実感できないのなら、**メリット**が実感できるような**薬局づくり**の方向性を示す**ビジョン**をつくればいいのだと考えました」

火がついてから
わずか7カ月で
策定にいたる

次の診療報酬・調剤報酬改定はもう



目前、新たなビジョンをすぐにでもつくる必要があったはずだが、そう簡単にはいくものではない。けれども神田氏は、驚くべき行動力をもってして、それを成し遂げる。

「まずは同年5月の経済財政諮問会議で、塩崎恭久厚生労働大臣（当時）に医薬分業の原点に立ち返り、5万7000の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するため、年内に薬局ビジョンを策定する旨を表明していただきました」

このときの塩崎氏の「病院前の景色を変える」とのインパクトある発言を覚えていた方も多いだろう。間髪をいれず、次の一手は――。

「2014年の税制改正大綱（経済・国際情勢の変化などに合わせ、日本の税金のあり方から課税対象、個々の税率変更などについて網羅的にまとめた方針）で、セルフメディケーションに資する薬局、今で言うところの『健康サポート薬局』について、不動産取得税の軽減が決まっており、軽減対象にする薬局の要件を検討するために2015年6月、『健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会』を立ち上げていました」

神田氏は、その検討会で一挙に薬局ビジョンの骨格をつくり、医師会、看護協会など、利害関係者の理解を得るまでに導く。

「当初、検討会では健康サポート薬局の要件だけを定めるはずだったのですが、薬局ビジョンにまでテーマを広げて、これからの薬局の姿として、患者がメリットを感じられる、かかりつけ薬剤師・薬局の機能をベースに、その上に健康サポート機能を載せた2階建ての構造にすることを提案し、検討会で議論してもらいました。

利害関係者に根まわしをする方法をとらず、検討会で諮ったのには、オープンな場で公的な目的をはっきり示して議論すれば、関係団体の方々も自らの利害を主張しにくくなり、一定の範囲でご理解をいただけるのではないかと考えたからでもあります」

こうして薬局ビジョンは、2015年3月に〃火がついて〃から、わずか7ヵ月後の10月、策定にいたったのである。

制度は整い始めている それにもかかわらず 追いつけない薬局業界

その後は、かかりつけ薬剤師・薬局を前面に打ち出した『かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料』が新設され、健康サポート薬局も公的に認められるなど、制度的な側面では、薬局ビジョンを推進する方向で

PROFILE

かんだ・ゆうじ

1982年 東京大学法学部卒業、厚生省入省。以降、厚生省老人福祉課課長補佐、広島市高齢者福祉課長・社会課長、厚生省保険局医療課課長補佐を歴任
2006年 厚生労働省保険局国民健康保険課長、高齢者医療制度施行準備室長
2008年 厚生労働省保険局総務課長
2010年 内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
2012年 厚生労働省大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
2014年 厚生労働省医薬食品局長
2015年 厚生労働省医政局長
2017年 厚生労働省退官
2018年 県立広島大学大学院経営管理研究科特任教授（現・客員教授）
社会保険診療報酬支払基金理事長

動いている。

「患者のための薬局とするために累次にわたって調剤報酬なども改定され、薬局ビジョンでも明記された、薬局薬剤師が、対物業務から対人業務へとシフトする環境づくりは、着実に進んできていると思います」

「しかし——」と神田氏は、やや顔を曇らせてつづける。

「俯瞰すると、制度の整備に対して薬局業界が追いついてきていないように見えます。」

薬局バッシングを建設的な発想で取めようとして薬局ビジョンがつくられたわけなのに、『患者が医薬分業のメリットを実感できる仕組みになっていない』、『他の医療職種にとっても、薬剤師の専門性が十分に理解できない状況になっている』など、2015年に指摘されたのと同じ内容のことが、言われつづけているんですね。

変わっていかうとする薬局がたくさんある一方で、たとえば、依然として門前薬局にこだわりの、対物業務に終始している薬局も多いま。薬局業界全体として、繰り返し指摘されている問題をどう受け止め、どう危機感が共有されているのか疑問を感じないではいられない

神田氏が疑問を投げかけているのは、薬局経営者のみではない。薬局にたずさわる薬剤師、一人ひとりだ。

何ごとにおいても

「分業」の前提には「連携」があるもの

薬局ビジョンは、正式には「『門前』から『かかりつけ』、そして『地域』へ」という言葉がつづく。薬局には「かかりつけ」への到達をめざしつつ、その先にある「地域」を視野に入れることが求められている。

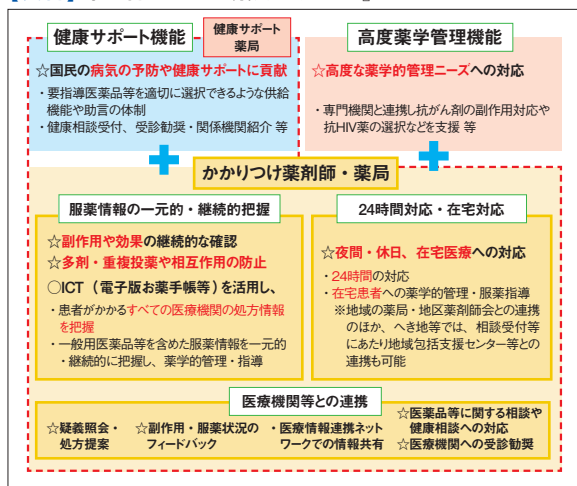
「たとえば、医療機関の機能が急性期、回復期、慢性期と分化し、患者がその症状に合わせて医療機関を移るようになる」と、医療機関同士の連携が重要になったように、機能が分化するならば、その間の連携は不可欠です。したがって、本来、医薬分業が始まった時点で薬局は医療機関と連携をしなければならなかった。そうでなければ適切な薬物療法の継続は無理だからです。にもかかわらず、調剤業務ばかりを行う薬局が大勢を占め、結果、地域で孤立する存在になってしまいました。

多くの薬局は、あまりにも連携をないがしろにしてきたのではないでしょう。今後、地域を視野に入れ、孤立から脱するために、薬局には、かかりつけ医をはじめとした多職種や他機関と連携して、地域包括ケアシステムの一翼を担ってほしいと切に願います」

2019年成立の改正薬機法により『地域連携薬局』と『専門医療機関連携薬局』の認定制度が今年8月から新設される。『かかりつけ』へだけでなく、『地域』へについても、制度づくりは着実に進められていると言っている。

ここまでお膳立てがなされたのだから、同じ批判を繰り返される状況からもうそろそろ脱却せねばなるまい。薬剤師の果たしてきた役割を振り返ったとき、薬局ビジョンがエポックメイキングになっているよう、我々は力を尽くすべきなのだ。それが、薬局の窮地を救ったビジョンをつくった人、薬局が変わるチャンスを与えてくれた人への唯一の恩返しにもなる。

【資料】『患者のための薬局ビジョン』



出典：厚生労働省『患者のための薬局ビジョン 概要』